

第8節

ICT国際戦略の推進

1 国際政策における重点推進課題

1 ICT海外展開の推進

総務省では、我が国のICT産業の国際競争力強化及びICTを活用した世界の課題解決の推進を目的に、ICT分野の海外展開支援等の活動を行っている。

ア 総務省におけるICT海外展開の戦略的な推進

未来投資戦略等の政府全体の方針を踏まえ、総務省は、ICT分野の海外展開推進を重要な政策課題とし、日本方式の地上デジタルテレビ放送（地デジ）の採用や同方式の普及活動、地デジで培った協力関係をICT分野全体への協力へ拡大していくための働きかけ、通信・放送・郵便システム、防災／医療ICT、セキュリティ、電波システム等のICTインフラや放送コンテンツの海外展開に係る日本企業への支援等に精力的に取り組んできている。具体的には、トップセールス等の戦略的広報活動や現地における実証実験への支援等を通じて、案件の発掘、提案、形成を推進するほか、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）^{*1}や関係機関と連携し、我が国ICTの特徴・強みを生かしたICTインフラシステムを相手国とのニーズに応じてパッケージで提案や、人材育成・メンテナンス・ファイナンス等を含めたトータルな売込みを推進している。

政府全体として、「質の高いインフラ」投資を国際的に定着させるための取組を進めている。「質の高いインフラ」は、一見、値段が高く見えるものの、使いやすく、長持ちするもので、長期的に見れば高い経済性を有し、経済発展・社会課題解決に貢献するものであり、日本が強みを有するものである。総務省は、ICT分野における「質の高いインフラ」の概念の国際的な普及、各国のインフラ事業の質の向上を図るため、「『質の高いICTインフラ』投資の指針」を2017年（平成29年）7月に策定・公表し、在外公館等を通じて各国のICT政策立案者や調達管理者・担当者への共有を図っている。

政府が策定した「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」や「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」においては、我が国企業が2020年（令和2年）に約30兆円のインフラシステムを受注^{*2}することを政府目標として掲げており、当該目標の実現に向けて、電力、鉄道、情報通信、医療、宇宙、港湾、空港等の主要産業又は重要分野における所要の海外展開戦略を策定することとされた。これを踏まえ、2017年（平成29年）10月、総務省において、情報通信分野の海外展開戦略を経済産業省とともに策定した。本戦略においては、情報通信分野における国内・海外の市場動向や我が国の強み、競合国の動向等を踏まえ、我が国として注力すべき重点領域^{*3}を整理し、今後の海外展開の取組の方向性を示している。

また、総務省は、ICT、郵便のみならず、消防、統計、行政相談制度、地方自治等といった幅広い分野で海外展開を推進している。これらの取組を総合的・戦略的に推進し、更なる海外展開の強化を図るため、総務省では2018年（平成30年）2月に「総務省海外展開戦略」を策定した。本戦略を踏まえ、総務省では、海外展開案件間の連携強化等を通じて、ICT分野の海外展開の更なる推進に努めている。

イ 日本方式の地上デジタルテレビ放送の海外展開

地デジ放送分野においては、官民連携で日本方式（ISDB-T）の普及に取り組んでおり、2006年（平成18年）に日本方式を採用したブラジルと協力しながら、日本方式採用を各国に働きかけてきた。日本方式には、①国民の命を守る緊急警報放送、②携帯端末でのテレビ受信（ワンセグ）、③データ放送による多様なサービスといった、

*1 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）に基づき、2015年（平成27年）11月25日に設立された官民ファンド。我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的としている。

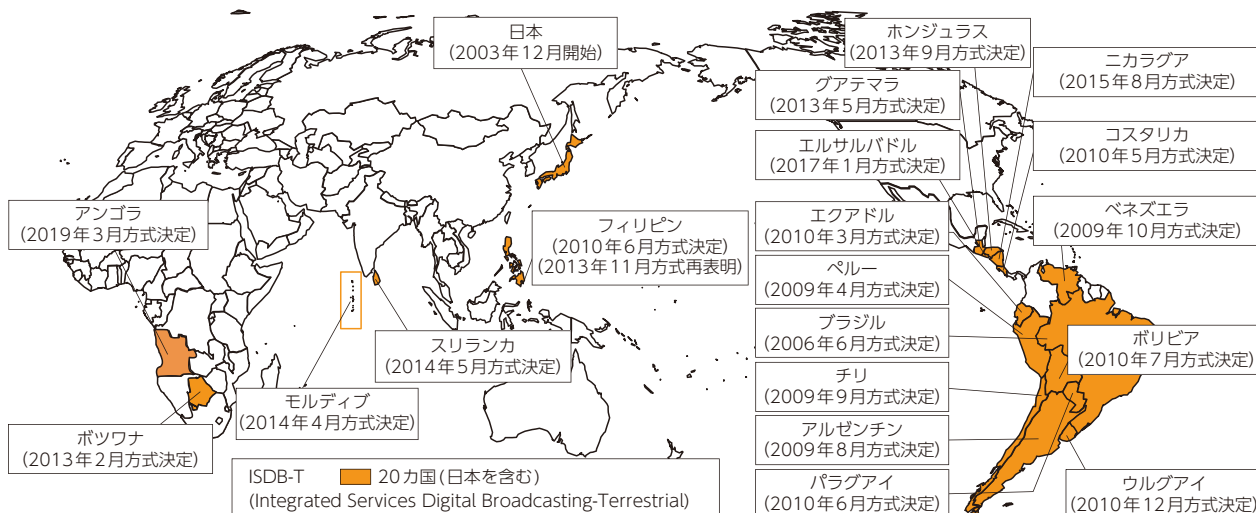
*2 事業投資による収入額等を含む。

*3 海底ケーブルシステム、セキュリティ・セーフティシステム（生体認証システム等）、放送システム（地デジ等）、ブロードバンド網整備（光ファイバ等）、郵便システム・関連システム、電波システム、防災ICTシステム、サイバーセキュリティ、医療ICTシステム、通信衛星システム・準天頂衛星システム、エネルギー・マネジメントシステムの各領域。

他方式にはない強みがある。日本方式の地デジ放送の海外展開では、この強みを相手国に示してきたことで、2019年（平成31年）3月に日本方式を採用したアンゴラを含め、合計20か国（2019年（平成31年）3月現在）にまで採用国が拡大するに至っている（図表4-8-1-1）。

モルディブでは、2016年（平成28年）10月に地デジ放送システムの整備目的の無償資金協力に関するモルディブ政府と日本政府間の書簡の交換が行われた。また、エルサルバドルでは、2018年（平成30年）12月に国営放送による日本方式の地上デジタル放送が開始された。さらに、2016年（平成28年）1月には、ペルーで、地デジを活用した緊急警報放送（EWBS）の機能を備えた広域防災システムが実用化され、今後、地震・津波等の自然災害の多いチリやエクアドル等近隣諸国にも導入が検討されている。

図表4-8-1-1 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向



ウ 防災ICTの海外展開

我が国は、ICTを活用した災害情報の収集・分析・配信による効率的・効果的な災害対策を可能とする防災ICTシステムについて、世界で最も進んだ技術・ノウハウを有する国のひとつである。総務省では、国土交通省・気象庁などの防災に関係する各府省と連携しながら、防災ICTシステムの海外展開を推進しており、各国政府へのトップセールスを契機に、相手国と協力方針・プロジェクトを協議する政策対話、防災ICTソリューションの現地での適用可能性を確認する調査や実証実験等を実施し、アジア、中南米諸国等で我が国の防災ICTシステムが採用されるなどの成果を上げている。

エ 各国ICTプロジェクトの展開

(ア) アジア地域

アジア地域は、堅調で安定した経済成長が続いており、経済成長に伴い中間層も拡大している。更に、域内の貿易自由化や市場統合などを通じ成長加速を目指す「ASEAN経済共同体（AEC）」が2015年（平成27年）末に設立され、我が国企業にとって成長市場としての魅力が更に増している。経済成長と生活の質の向上は、膨大なインフラ需要を生み出しており、ICTインフラもその例外ではない。また、都市交通や環境、防災などの分野において多くの社会的課題が生じており、ICTを活用した解決に期待が寄せられている。

A フィリピン

フィリピンについては、2018年（平成30年）1月に総務大臣がフィリピンを訪問し、大統領をはじめとするフィリピン政府要人に対して「日フィリピンICT総合協力パッケージ」を提案し、ICT利活用（防災、交通、サイバーセキュリティ等）の基盤となるICTインフラ（ブロードバンド網及び地上デジタル放送）の整備について両国で協力して進めていくことを確認した。

2018年（平成30年）4月及び11月には総務省－情報通信技術省ICT協力委員会をフィリピンにおいて開催し、地上デジタル放送、ブロードバンド網、防災ICT、サイバーセキュリティなど多岐にわたる分野の協力活動について進捗状況を報告するとともに、今後の協力の方向性について意見交換を実施した。

B ミャンマー

ミャンマーについては、2016年（平成28年）10月に、同年3月に誕生した新政権のミャンマー運輸・通信大臣が初めて来日し、総務大臣との会談を実施して、情報通信分野における両国間の更なる協力関係の強化を確認した。

これまでは、MPT（国営電気通信事業体）とKDDI・住友商事の共同事業に加え、外資系通信事業者2社がモバイル通信事業を行ってきたが、2017年（平成29年）1月に更にもう1社にライセンスが付与され、2018年（平成30年）3月よりサービスを開始した。こうした状況の中、日本政府は急速に拡大する通信需要に応えるため、円借款「通信網改善事業」（供与限度額105億円）により通信インフラの整備を支援している。

2019年（平成31年）1月に、佐藤総務副大臣がミャンマーを訪問し、運輸・通信大臣及び情報大臣と会談を行うとともに、サイバーセキュリティに関するワークショップにおいて主催者を代表して挨拶を行うなど、ミャンマーと日本の通信、放送及び郵便分野における協力をより一層推進した。

C ベトナム

ベトナムについては、2016年（平成28年）9月に「情報通信分野における協力覚書」等の更新にあわせて日越ICT政策対話を開催し、4G及び5Gなどの電波政策、サイバーセキュリティ、IoTについて意見交換を実施するなど、協力関係の強化を進めている。

2017年（平成29年）3月にはベトナム情報通信大臣が来日し、総務大臣との会談を実施して、情報通信分野における両国間の更なる協力関係の強化を確認するとともに、「日本国総務省とベトナム社会主義共和国情報通信省との間の協力を促進するための合同作業部会の設置に関する共同議事録」に署名した。本議事録に基づき、2018年（平成30年）1月に第1回日越ICT共同作業部会、同年12月に第2回同作業部会を開催した。第2回同作業部会においては、サイバーセキュリティ、電波監視、スマートシティ、5G等について意見交換を実施し、各分野における日越間協力について引き続き協議を行っていくこととなった。

(イ) 中南米地域

中南米地域は、ブラジル、メキシコといった巨大な人口と大きな潜在成長力を誇る国々や、ペルー、コロンビアといった近年安定した成長を見せる国々を擁しており、成長性のある市場である。

現在、中南米諸国においてデジタル網の整備が進むのにあわせ、これを活用した遠隔教育、遠隔医療、防災、防犯、スマートシティなどの各分野でのアプリケーションにかかる政策ノウハウ、維持管理技術、人材育成などを組み合わせた展開と、同地域での共通課題、解決方策にかかる連携を各国と強化している。

2017年（平成29年）にエルサルバドル共和国が日本方式の地デジを採用し、中米諸国でも採用が広まっている一方、南米諸国では、日本方式の地デジを採用してから10年を迎える国も多い中、日本方式の地デジ採用を契機としたICT分野全体の国際展開の強化に取り組んでいる。

A ブラジル

ブラジルは、2006年（平成18年）6月に、海外で初めて日本方式の地上デジタルテレビ放送が採用された国である。2016年（平成28年）10月のテメル大統領訪日時に署名された日本国及びブラジル連邦共和国との間のインフラ分野における投資及び経済協力の促進のための協力覚書において、情報通信技術分野が協力範囲として含まれた。更に、2018年（平成30年）8月には総務省及びブラジル科学技術革新通信省との間で、地デジ及び情報通信技術分野に関する協力覚書を締結し、協力プロジェクト等を通じて引き続き協力を進めている。

B ペルー

ペルーでは2009年（平成21年）4月に地デジ日本方式が採用され、2019年（令和元年）には、地デジの協力が10年目になる。方式採用以降、JICA専門家派遣等の支援により総務省とペルー運輸通信省との間では放送分野における継続的な協力関係が構築されている。2016年（平成28年）11月に安倍総理大臣がペルーを訪問した際に出された共同声明では、光ファイバなどインフラ整備、物流や医療などの分野でのICT協力の一層の進展への期待が表明された。また、首脳会談直後に両首脳立ち会いの下、総務省と運輸通信省との間で共同プロジェクトを進める覚書を締結した。本件覚書の共同プロジェクトを具現化するため、2017年（平成29年）2月には外務省と連携し、運輸通信大臣一行を日本へ招へいし、日本のICT関連政策・経験の共有を通じた政府間協力関係強化及び日本国内のICTの活用事例の紹介を行った。また、2018年（平成30年）3月には総務省とペルー運輸通信省と共催で「ICTとブロードバンドに関する国家政策提言に向けた貢献」国際フォーラムを開催し、各分野における共同プロジェクトのロードマップ具体化、今後の取り組みを加速化することを確認した。

C コロンビア

コロンビアでは、デジタル網整備に関する日本政府とコロンビア政府との協力に関し、首脳レベルでの関心事項となっており、2014年（平成26年）7月の安倍総理大臣のコロンビア訪問時に発出された共同声明にも盛り込まれている。コロンビア政府は、情報技術・通信省を中心にデジタル網の整備・利活用を進める「Vive Digital」政策を推進しており、総務省は日本が有するFTTH技術に関する技術講習会の実施及び、日本の技術FTTH技術の高さを実証するフィールドトライアルを行ってきた。

今後は、光ファイバや無線網の全国整備だけでなく、ICTを利用したコロンビアの社会課題の解決に貢献するため、スマートシティ、農業、医療等の分野でICT利活用に関する共同プロジェクトを実施し、引き続き協力関係を強化していく。

2 ICT 海外展開のための環境整備/円滑な情報流通の推進のための環境整備

総務省では、サイバー空間の国際的ルール作りの推進、サイバーセキュリティに係る国際連携の推進、EPAやFTAの枠組みでのICT分野における貿易自由化の推進、国際標準化への戦略的な対応等を通じ、我が国のICT海外展開のための環境整備、円滑な情報流通の推進のための環境整備を行っている。

ア サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

(ア) サイバー空間の国際ルールづくり

いわゆる「アラブの春」に代表されるような民主化運動において、インターネットやソーシャルメディアは大きな役割を果たしたと言われている。そのため、一部の新興国・途上国においては、インターネットへの規制や政府の管理を強化する動きが強まっている一方、欧米諸国の多くは、首脳や閣僚が主導して情報の自由な流通やインターネットのオープン性等の基本理念を表明しており、2011年（平成23年）以降、インターネットに関わる様々な国際会合が開催され、サイバー空間の国際ルールの在り方に関する議論が活発に行われている。

2012年（平成24年）に開催された世界国際電気通信会議（WCIT-12）では、インターネットへの国やITUの関与の在り方や、セキュリティや迷惑メール対策の国際ルール化が主な争点となったが、国際的な合意の形成にまでは至らず、最終的には途上国を中心とした支持により投票を経て国際電気通信規則（ITR）の改正が採択された（我が国を含む、欧米諸国等55か国が署名せず）。2018年（平成30年）に開催されたITU全権委員会（PP-18）においても、サイバー空間におけるITUまたは政府の役割強化を含む国際ルールづくりがアラブ・アフリカ地域等より提案されたが、長時間にわたる議論の末合意に至らず、提案が取り下げられる結果となっている。また同会議では近年のICT環境の変化に応じてITRを改正すべく新たなWCITの開催も提案されていたが、規制強化につながることを懸念した先進諸国が強く反対し、ITRに関するレビューのみを継続するという内容で合意に至った。

総務省は、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを用いて活動しており、ネットワークを管理している民間企業や学界、市民社会などあらゆる関係者の参画（マルチステークホルダーの枠組）が不可欠であること、の2点を重視し、二国間及び多国間会合における議論に積極的に参加している*4。

(イ) サイバーセキュリティに関する二国間対話

サイバーセキュリティに関する二国間の議論については、政府横断的な取組（ホールガバメントアプローチ）が行われており、主な取組として、日米間で2018年（平成30年）7月に開催された第6回「日米サイバー対話」において、情勢認識、両国における取組、国際場裡における協力、能力構築支援等、サイバーに関する幅広い日米協力について議論された。同様に、日EU間で同年3月に第3回「日EUサイバー協議」、日英間で同年3月に第4回「日英サイバー協議」、日仏間で同年6月に第4回「日仏サイバー協議」、日イスラエル間で同年11月に第4回「日イスラエルサイバー協議」、日豪間で2019年（平成31年）2月に第3回「日豪サイバー協議」、日インド間で同年2月に第3回「日インドサイバー協議」、が開催される等、各国との連携強化を進めている。また、2018年（平成30年）11月、総務省とイスラエル・国家サイバー総局との間でサイバーセキュリティ分野における協力に関する

*4 サイバー空間の在り方に関する国際議論の動向： http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/cyberspace_rule/index.html

覚書に署名した。

イ ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、2国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。2018年（平成30年）12月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、2019年（平成31年）2月には、日EU・EPA協定が発効したほか、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア及びモンゴルとの間でEPAを締結している。また、現在も日中韓FTA及びRCEP（東アジア地域包括的経済連携）といった広域経済連携交渉を行っている。なお、いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間での協力に関する協議も行っている。

ウ 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野の国際標準化は、規格の共通化を図ることで世界的な市場の創出につながる重要な政策課題であり、国際標準の策定において戦略的にイニシアティブを確保することが、国際競争力強化の観点から極めて重要となっている。

「デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇談会」や情報通信審議会等の提言を踏まえ、社会実装への期待が大きいワイヤレス工場等に係る国際標準の獲得を目指すため、研究開発や実証実験を推進するとともに、デジュール^{*5}に加えフォーラム^{*6}標準化に関する動向調査や規格策定、国際標準化人材の育成、標準化活動の重要性について理解を深める取組等を実施している。

2 国際的な枠組における取組

総務省では、G7/G20、APEC、APT、ASEAN、ITU、国際連合、WTO、OECDといった多国間の枠組みで政策協議を行い、情報の自由な流通の促進、安心・安全なサイバー空間の実現、質の高いICTインフラの整備、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献等のICT分野に関する国際連携の取組を積極的にリードしている。

1 多国間の枠組における国際政策の推進

ア G7・G20

社会経済活動のグローバル化・デジタル化により国境を越えた情報流通やビジネス・サービスが進展する中、G7、G20の枠組みでも活発な議論が行われている。その発端となったのは、我が国が議長国を務めた2016年（平成28年）4月のG7香川・高松情報通信大臣会合である。同会合は、G7の枠組みで21年ぶりに開催された情報通信大臣会合であり、①質の高いICTインフラを通じたデジタル・ディバイドの解消、②サイバーセキュリティやプライバシー保護を踏まえた情報の自由な流通の推進、③IoT、ビッグデータ、AI等の新たなイノベーションの促進、④ICTの利活用を通じた健康医療、高齢化社会、女性活躍、防災等の地球規模課題への対処等に合意し、デジタル経済の発展に向けた政策議論において大きな成果をあげることが出来た。その成果は、2017年（平成29年）のG7情報通信・産業大臣会合（イタリア）及び2018年（平成30年）のG7イノベーション大臣会合（カナダ）の議論にも受け継がれ、AIに関するG7としての共通原則の検討が進められるなど、その検討は一層の深化を見せている。

また、G7のみならず、存在感を増している中国、ロシア、インド等を含むG20の枠組みにおいても、デジタル経済に関する議論が継続的に行われるようになってきている。具体的には、G7香川・高松情報通信大臣会合以降、

*5 デジュール標準：国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）等の公的な国際標準化機関によって策定された標準

*6 フォーラム標準：複数の企業や大学等が集まり、これらの関係者間の合意により策定された標準

2016年（平成28年）9月のG20首脳会合（中国）において、デジタル経済に関する独立の成果文書が初めて採択された後、2017年（平成29年）4月には、G20の枠組みで初となるデジタル経済大臣会合（ドイツ）が開催され、その成果は、2018年（平成30年）のG20デジタル経済大臣会合（アルゼンチン）にも受け継がれた。

また、2019年（令和元年）6月8日及び9日、総務省、外務省、経済産業省が、茨城県つくば市において「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」を開催した。石田総務大臣、河野外務大臣、世耕経産大臣が共同議長を務めSDGsの推進、データの自由な流通の促進、AIに関する原則の検討、デジタル経済におけるセキュリティに関する新たな共通認識などに関して議論を行った。

我が国においては、これらのG7/G20の成果を踏まえ、質の高いICTインフラの海外展開、AI開発に関する国際的なガイドラインの検討、官民コンソーシアムを通じたIoT推進のための国際連携、サイバー攻撃情報の共有のための国際連携等に取り組んでいる。併せて、G7/G20における成果をOECD、APEC、ASEAN、IGF等の他の国際フォーラムにおいても積極的に発信していくことで、世界的なデジタル経済の発展への一層の貢献を図る。引き続き、G7、G20をはじめ、OECD、APEC、ASEAN、IGF等、他の国際フォーラムにおいても、関係国と協力して、情報の自由な流通の促進やマルチステークホルダーアプローチの支持等に関するメッセージを発信し、各国際フォーラムの成果文章等にも反映させることに努めていく。

イ アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

現在、TELにおいては、2015年（平成27年）3月にマレーシア（クアラルンプール）で開催された第10回TELMIN（TELMIN 10）において承認された「TEL戦略的行動計画2016-2020」に基づき、ICTを通じたイノベーションの推進、ブロードバンドアクセスの向上、IoTの展開、情報の自由な流通の促進等に関する議論を深めている。総務省としても、2018年（平成30年）10月に台湾（台北）で開催された第58回TEL会合（TEL58）および2019年（平成31年）3月にチリ（サンチアゴ）で開催された第59回TEL会合（TEL59）において、電子政府及びスマートシティにおけるブロックチェーン等の最新技術の潜在的な可能性をテーマとした日本主催のワークショップの開催や我が国におけるICT政策についてのプレゼンテーション等の活動を通じ、TEL会合の運営に積極的に貢献している。

ウ アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年（昭和54年）に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、現在、我が国の近藤勝則氏（総務省出身）が事務局長を務めている。APTは、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っている。

総務省は、APTへの拠出金を通じて、ブロードバンドや無線通信など我が国が強みを有するICT分野において研修生の受け入れ、ICT技術者／研究者交流などの活動を支援している。2018年度（平成30年度）は、8件の訪日研修（28か国・地域から100名以上が参加）、2件の国際共同研究及び2件のパイロットプロジェクトの実施を支援した。

エ 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）は、東南アジア10カ国からなる地域協力機構であり、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としている。

我が国は、ASEANの対話国の一つとして、日ASEAN情報通信大臣会合やASEAN情報（放送）担当大臣会合等の対話の機会を活かし、日ASEAN協力の強化に向けた提案や意見交換を行っており、双方の合意が得られたワークショップ等の提案については、我が国拠出金により設立された日ASEAN情報通信技術（ICT）基金等を活

用し実施されている。

特に、サイバーセキュリティ分野については、人材育成を中心に日ASEAN間の協力を強化している。2017年（平成29年）12月にカンボジアで開催された第12回日ASEAN情報通信大臣会合において、我が国の支援により、ASEANのサイバーセキュリティ分野の人材育成の強化に向けたプロジェクトをタイで実施することに合意し、これを受けて2018年（平成30年）9月に日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC：ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）をタイ・バンコクに設立した。現在、同センターにおいてASEAN各国の政府機関及び重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を継続的に実施している。このほか、ASEAN各国のISP事業者を対象として、事業者間の情報共有の促進及び連携体制の構築・強化を目的とした日ASEAN情報セキュリティワークショップを定期的開催するなど、各国におけるサイバーセキュリティ能力の向上に取り組んでいる。

オ 国際電気通信連合（ITU）

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union（本部：スイス（ジュネーブ）。193か国が加盟）は、1865年パリで創設の万国電信連合と1906年ベルリンで創設の国際無線電信連合が、1932年マドリッドにおいて統合の後に発足した組織である。

国際連合（UN）の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の効率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的としている。

ITUは、

- ① 無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）
- ② 電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）
- ③ 電気通信開発部門（ITU-D：ITU Telecommunication Development Sector）

の3部門から成り、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている。我が国は、各部門における研究委員会（SG：Study Group）の議長・副議長及び研究課題の責任者を多数輩出し、勧告を提案するなど、積極的に貢献を行っている。

また2018年（平成30年）にはITUの最高意思決定会議として4年毎に実施される全権委員会（PP-18）が開催され、我が国が1959年（昭和34年）以降12回連続で理事国に選出された他、橋本明氏（NTTドコモ標準化カウンセラー）が無線通信規則委員会（RRB）委員に選出された。同会議ではITUの戦略・財政計画、ITU憲章及び条約の改正、決議の作成・改正等について審議され、11の新決議等を含む文書が採択された。

（ア）ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。

国際的な周波数分配等を規定する無線通信規則の改正を目的とする世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conference）及び各研究委員会（SG）から提出される勧告案の承認、次期研究期間における課題や体制等の審議等を目的とする無線通信総会（RA：Radiocommunication Assembly）は、3～4年に一度開催されており、今回は2019年（令和元年）10月下旬から11月にかけて、エジプト（シャルム・エル・シェイク）において開催される予定である。2019年世界無線通信会議（WRC-19）では、第5世代移動通信システム（5G）に向けた周波数帯の特定や、テラヘルツ波の新たな利用に向けた検討等が行われる予定であり、ITU-Rの各研究委員会（SG）の作業部会（WP）等で研究が進められてきた。その結果、2019年（平成31年）2月に開催された第2回会議準備会合（CPM）において、WRC-19の基礎資料となるCPMテキストが取りまとめられた。また、アジア・太平洋地域でも準備会合（APG）が開催されており、WRC-19に向けた最終会合である第5回会合（APG19-5）が2019年（令和元年）7月末から日本（東京）で開催され、アジア・太平洋地域からWRC-19への共同提案について議論が行われる予定である。

（イ）ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討が行われている。ITU-Tの最高意思決定会合であり、4年に1度開催される世界電気通信標準化総会（WTSA：World Telecommunication Standardization Assembly）が、2020年（令和2年）10月から11月にかけて、開催される予定である。WTSAの決議やITU-Tの各研究委員会（SG）の標準化活動等に対し助言を行う役割等を担っ

ている電気通信標準化アドバイザーグループ（TSAG：Telecommunication Standardization Advisory Group）では、ITU-Tで推進すべき標準化のテーマについてホットトピックを示しており、2018年（平成30年）12月に開催されたTSAG会合において、これまで示されていたAIのネットワークへの活用等のテーマに加え、量子通信に関するテーマが新たに追加された。

量子通信に係る標準化活動としては第13研究委員会（SG13）及び第17研究委員会（SG17）において、量子鍵配送（QKD：Quantum Key Distribution）に関する研究が開始され、我が国からは国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が運用する研究開発ネットワークJapan Gigabit Network（JGN）上に構築された量子暗号ネットワーク「東京QKDネットワーク」に関する情報が入力されている。

また、ホットトピック関連ではITUメンバー外でも参加が可能なフォーカスグループ（FG）の活動として、2018年度（平成30年度）においてはFG NET-2030（2030年のネットワークのための技術に関するフォーカスグループ）やFG AI4H（eヘルスのためのAIに関するフォーカスグループ）が新たに設置される等、将来のネットワークやAIに関する新たな検討が開始されている。

さらに、SG17においては、IoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省が2016年（平成28年）7月に策定した「IoTセキュリティガイドライン」に基づくIoTのセキュリティ管理策をまとめた寄書を我が国から入力しており、勧告化に向けた審議が行われている。

（ウ）ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、途上国における情報通信分野の開発支援を行っている。

ITU-Dにおける最高意思決定会議として4年に1度開催される世界電気通信開発会議（WTDC：World Telecommunication Development Conference）が、2017年（平成29年）10月にアルゼンチン（ブエノスアイレス）で開催され、2018～2021年（平成30年～令和3年）の活動指針となるブエノスアイレス宣言及び行動計画等の審議・採択が行われた。それらの成果文書に基づき、2021年（令和3年）の会期末に向けて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献しつつ、研究委員会（SG）での研究、ICT開発支援プロジェクトの実施、ICT人材育成、統計調査の実施及びデータの分析・公表等の活動を推進しているところである。SGに関しては、年2回の会合期間（春のSG会合、秋のレポート会合）中に集中的にルーラル通信、障害者のアクセス、スマート社会、eヘルス、サイバーセキュリティ、防災ICT等14の研究課題について議論を行い、ベストプラクティスの共有やガイドラインの策定等を通じ、途上国における情報通信分野の戦略、政策等の立案支援、ICTアプリケーションやサービスの利活用の促進支援を進めている。我が国としても、研究課題の役職者として7名が就任して研究活動をリードしているほか、積極的な寄書の提出によるベストプラクティスの共有を通じてSGの活動に大きく貢献している。

カ 国際連合

（ア）国連総会第一委員会

軍縮と国際安全保障を扱っている国連総会第一委員会においては、2004年（平成16年）以降、「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩」に関する政府専門家会合（GGE：Group of Governmental Experts）を5会期にわたって開催し、国家のICT利用に関する規範やサイバー空間におけるルールづくり等について議論を行ってきた。直近の第5会期については、その最終会合が2017年（平成29年）6月に開催されたが、サイバー空間への国際法の適用を巡って各国の立場が折り合わず、報告書を採択することなく終了した。第6期は、2019年（令和元年）から開催され、2021年（令和3年）の国連総会において議論の成果を報告する予定である。

（イ）国連総会第二委員会・経済社会理事会（ECOSOC）

経済と金融を扱っている国連総会第二委員会においては、開発とICTについての議論が行われている。また、情報通信分野における初めての国連サミットとして開催された世界情報社会サミット（WSIS：World Summit on the Information Society、2003年（平成15年）にジュネーブ、2005年（平成17年）にチュニスで開催。）のフォローアップとして、経済社会理事会（ECOSOC：Economic and Social Council）に設置されている「開発のための科学技術委員会」（CSTD：Commission on Science and Technology for Development）を中心に議論されている。

具体的には、インターネットに関する国際的な公共政策課題について、各政府が同等の立場でそれぞれの役割・責任を果たすために何をすべきかを議論するため、国連総会決議に基づき、CSTDの下に「協力強化に関する

ワーキンググループ (WGEC: Working Group on Enhanced Cooperation)」が設置されている。我が国もメンバー国として、WGECの第1会期 (2013年 (平成25年) 5月~2014年 (平成26年) 4月) 及び第2会期 (2016年 (平成28年) 9月~2018年 (平成30年) 1月) の議論への貢献を果たしてきたが、先進国と途上国との間で見解の相違が大きい状況であり、その議論はまとまりを得ていない。

(ウ) インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF)

インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF: Internet Governance Forum) は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムであり、2006年 (平成18年) 以降毎年開催されている。同フォーラムは、2005年 (平成17年) のWSISチュニス会合及び2015年 (平成27年) 12月のWSIS+10ハイレベル会合の成果文書に基づき国連が事務局を設置し、政府、産業界、学术界、市民社会等のマルチステークホルダーによって運営されており、2015年 (平成27年) の成果文書に基づき2025年 (令和7年) までの開催が決定されている。

2018年 (平成30年) 11月には、フランス (パリ) において、「インターネット・オブ・トラスト」をメインテーマに第13回会合が開催された。我が国としても、主催国フランスとの協力の下でオープンフォーラムを開催し、G7及びG20という政府による政策フォーラムにおけるマルチステークホルダー・プロセスの強化について自由な意見交換を行うなど、同会合への積極的な貢献を果たした。

キ 世界貿易機関 (WTO) ・ラウンド交渉

2001年 (平成13年) 11月から開始された世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) ドーハ・ラウンド交渉においても、電気通信分野はサービス貿易分野における最も重要な分野の一つとして認識されており、貿易政策検討制度 (TPRM) の枠組み等を通じて、各国の電気通信市場の一層の自由化に向けた検討が進められている。我が国は、WTO加盟国の中で最も電気通信分野の自由化が進展している国の一つであり、諸外国における外資規制等の措置の撤廃・緩和に向けて積極的に取り組んでいる。同ラウンド交渉は、各国の意見対立により中断、再開を繰り返している状況である。また、サービス分野 (電気通信や電子商取引の分野が含まれる) においては、2013年 (平成25年) 6月より、21世紀にふさわしい新サービス貿易協定 (TiSA: Trade in Services Agreement) の策定に向けた本格的な交渉が行われていたが、各国の意見対立により、交渉が中断されている。一方、電子商取引分野については、交渉のモメンタムが失われまいよう、2017年 (平成29年) 12月に開催されたWTO第11回閣僚会合 (於アルゼンチン) において、我が国が先導し電子商取引の共同声明を発出し、将来のWTO交渉に向けて探求的作業を開始することとされた。これを受け、2018年 (平成30年) 3月より、我が国は共同議長国として有志国会合を開催し、議論を主導してきた。さらに2019年 (平成31年) 1月には、ダボスにおいて非公式閣僚会合を開催し、WTOにおける電子商取引分野の交渉開始の意思を確認するとともに、高いレベルの合意と可能な限り多くのWTO加盟国の参加の実現を追求すること等を内容とした有志国 (76ヶ国) による共同声明を発出した。

ク 経済協力開発機構 (OECD)

経済協力開発機構 (OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development) では、デジタル経済政策委員会 (CDEP: Committee on Digital Economy Policy) が情報通信分野の政策課題等の議論の場となっている。OECDの特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題について、より多くのデータ分析が行われている (エビデンスベース) 点や、関係する多くのステークホルダーが政策的な議論に参加している点 (マルチステークホルダーアプローチ) にある。CDEPは、電気通信政策、情報セキュリティ、プライバシー、AI (人工知能) 等の分野において、各国政府や他の国際機関における議論を先導する役割を果たしている。

2016年 (平成28年) 6月、メキシコ (カンクン) においてイノベーション、成長、社会繁栄を主なテーマとするデジタル経済に関する閣僚級会合が開催され、情報の自由な流通、ブロードバンドの普及推進、デジタル・デバイドの解消等を内容とする閣僚宣言 (カンクン宣言)^{*7} がまとめられた。

これを受け、OECDは、デジタルの便益を社会全体で包摂的に享受するための政策的な枠組の構築に向けた検討を行うため、2017年 (平成29年) 1月から「デジタル化に関する水平的事業 (Going Digitalプロジェクト)」

*7 <http://www.oecd.org/internet/Digital-Economy-Ministerial-Declaration-2016.pdf>

を実施している。このプロジェクトは分野横断的にOECDの多くの委員会が参加し、2019年（平成31年）3月に統合報告書及び関連する統計データが公表された。統合報告書では、①アクセスの促進、②効果的利用の増進、③イノベーションの開放、④全ての人のための質の高い仕事の促進、⑤社会的繁栄の促進、⑥信用（trust）の強化、⑦市場開放性の促進、の7つの項目に沿った政策提言がなされ、包括的な政策アプローチの重要性が強調されている。また、上記の7つの項目について、各国の取組状況を指標化して整理した「Going Digital Toolkit^{*8}」も公開されている。

また、OECDは、2016年（平成28年）からAIに関する取組を進めている。これは、同年4月のG7香川・高松情報通信大臣会合において、AIについての国際的な議論を進める必要性が提唱されたことを受けたものであり、OECDは、総務省と国際カンファレンスを共催（2017年（平成29年）10月）したほか、AIの普及動向や政策課題に関する分析レポートの作成、AIに携わる者が共有すべき原則の作成に向けた検討を進めてきた。

特にAIに関する原則の策定に当たっては、2018年（平成30年）夏に専門家会合が設置され、世界各国から産学民官の有識者や関係者が議論に参加した。専門家会合には我が国も参加しており、AI開発ガイドライン等の我が国における取組を紹介したほか、積極的に議論に貢献してきた。OECDにおいては、専門家会合の結果を踏まえ、AIに関する原則に加えて政府が取り組むべき事項等を盛り込んだ「AIに関する理事会勧告^{*9}」が2019年（令和元年）5月の閣僚理事会で採択・公表された。OECDは、今後もAIの研究開発や利活用、普及の動向を注視するとともに、関連するデータの収集や加盟国・関係者間での情報共有を進めるためのプラットフォームを構築することとしている。

ケ その他

インターネットの利用に必要なIPアドレスやドメイン名といったインターネット資源については、重複割当ての防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、インターネット資源の国際的な管理・調整は、1998年（平成10年）に非営利法人として発足したICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が行っており、ICANNは、年に3回の会合を開催し、IPアドレスの割当てやドメイン名の調整のほか、ルートサーバー・システムの運用・展開の調整や、これらの技術的業務に関連するポリシー策定の調整を行っている。総務省は、ICANNの政府諮問委員会（各国政府の代表者等から構成）の正式なメンバーとして、その活動に積極的に貢献している。2016年（平成28年）11月より、我が国の前村昌紀氏（一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC））がICANN理事を務めており、2019年（平成31年）3月に再選された（同年11月から3年間の任期更新）。

ICANNは発足時から米国政府との契約に基づいてインターネット資源の管理を行ってきたが、2014年（平成26年）3月に、米国政府が、ドメイン名システムに関して同国が担ってきた役割（IANA（Internet Assigned Numbers Authority））を民間部門に移管する意向を表明した。その後、ICANNにおいて、米国政府との契約を解消し、ICANNが完全に独立するために必要な新たな体制やICANNの説明責任を確保するための仕組みについて検討が行われてきた。2016年（平成28年）3月にモロッコ（マラケシュ）で開催された会合において、その検討結果が取りまとめられ、米国政府に提出された。同年10月、米国政府はIANAをICANNに移管した。なお、ICANNの説明責任を確保するための仕組みについては、引き続きマルチステークホルダーによる議論が行われている。

2019年（平成31年）3月には、ICANN第64回会合が19年ぶりに日本（神戸）で開催された。会合は7日間に及び、全体で国内外から約1,800名の参加があった。日本はホスト国として、2018年（平成30年）9月に民間企業を中心となってローカルホスト委員会を設置し会合の受入れ準備を進め、インターネットガバナンスにおける日本のプレゼンスの向上に貢献した。

*8 <http://goingdigital.oecd.org/en/>

*9 <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>

2 二国間関係における国際政策の展開

ア 米国との政策協力

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

インターネットエコノミーに関する幅広い政策課題について意見交換し、ICT分野の発展に向けた認識の共有化と地球的規模での課題における具体的連携を推進する観点から、2010年（平成22年）に日米両国の間で、「インターネットエコノミーに関する政策協力対話」を行うことで一致した^{*10}。同年11月に第1回を開催して以来、総務省国際戦略局長及び米国務省国際通信情報政策担当幹部を共同議長とし、日本経済団体連合会（経団連）、在日米商工会議所（ACCJ）、ほかICT企業の代表が出席する官民会合、及び日米両政府間（日本側は総務省、外務省、経済産業省、内閣サイバーセキュリティセンター等。米国側は国務省、連邦通信委員会、商務省等）のみで行われる政府間会合が実施されている。また、2017年（平成29年）から、日米両国政府は、本対話を麻生副総理とペンス副大統領による「日米経済対話」の枠組みの中で、デジタル経済分野における日米協力を議論する場として位置づけ、具体的連携を加速させている。

2018年（平成30年）7月にワシントンDCで開催された第9回会合では、まず、民間会合において、安全なサイバー空間の確保、データローカライゼーション規制撤廃の働きかけ、個人データ保護規則の調和的な運用への努力、グローバルな制度の構築・調和に向けた日米の主導的役割の発揮を求める「日米IED民間作業部会共同声明2018^{*11}」が経団連及びACCJによって取りまとめられた。その後開催された官民会合及び政府間会合では、日米の産業界から両国政府に提出された同共同声明も踏まえ、5Gモバイル技術及び安全な将来のインターネットインフラ、国境を越えるデータ流通の促進、国際的な規制枠組み及びプライバシーの調和、最新技術に関するICT政策、日米サイバー対話とのジョイントセッション、国際協調、R&D協力、第三国におけるインフラを含む日米協力等の幅広い議題について議論し、会合の成果文書として「第9回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話に係る共同記者発表^{*12}」を公表した。

イ 欧州との協力

(ア) 欧州連合（EU）との協力

総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT政策に関する情報交換・意見交換の場として日EU・ICT政策対話を開催している。2018年（平成30年）12月、オーストリア・ウィーンで開催された日EU・ICT政策対話（第24回）では、今後のG7やG20をはじめとする国際議論の場での日EU間の連携を確認したほか、日EU双方における政策動向を踏まえ、標準化、5G、データエコノミー、電気通信事業分野の規制改革、サイバーセキュリティ、量子通信、AIについて議論を行った。加えて、日EU・ICT政策対話（第24回）の開催にあわせ、デジタル経済における重要課題について官民で自由な意見交換を行う場として日EU・ICT戦略ワークショップ（第8回）を開催し、データエコノミー、トラストサービス、サイバーセキュリティ、IoTの標準化、次世代技術（5G、IoT、自動運転）について議論を行った。

(イ) 欧州諸国との二国間協力

総務省は、日独両国間の情報通信分野における政策面での相互理解を深め、両国間の連携・協力を推進するため、2018年（平成30年）6月、ドイツ連邦共和国・連邦経済エネルギー省との間で日独ICT政策対話（第3回）を開催し、今後のG7やG20をはじめとする国際議論の場での両国間の連携を確認したほか、日独双方における政策動向を踏まえ、IoT、AI、5G、IoTに係るサイバーセキュリティについて議論を行った。加えて、日独ICT政策対話（第3回）の開催にあわせ、ICT分野における重要課題について官民で自由な意見交換を行う場として、初の試みとなる官民会合を開催し、データ活用・流通促進、今後急成長が見込まれる分野と先端技術の活用、サイバーセキュリティにおける課題について議論を行った。また、2018年（平成30年）10月には、総務省、経済産業省、ドイツ連邦共和国・連邦経済エネルギー省との間で、デジタル政策、AI/IoT、サイバーセキュリティ等の分野における連携強化に関する共同声明に署名した。また、2018年（平成30年）3月、日仏ICT政策協議（第20回）をフランス共和国経済・財務省との間で開催し、2019年（令和元年）のG20議長国である日本とG7議長

*10 インターネットエコノミーに関する日米政策協力：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin06_02000027.html

*11 <http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/063.html>

*12 http://www.soumu.go.jp/main_content/000509171.pdf

国であるフランスとの間で密接な連携を図っていくことを確認したほか、郵便事業、IoT、5G、データ利活用について議論を行った。加えて、日仏ICT政策協議の開催にあわせ、ICT分野における重要課題について官民で自由な意見交換を行う場として、初の試みとなる官民会合を開催し、デジタルエコノミー、第三国における日仏連携や日仏企業間のビジネス連携について議論を行った。

ウ アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋諸国の情報通信担当省庁等との間で、通信インフラ整備やICT利活用等のICT分野に関する協力を行っている。

インドとは、2018年（平成30年）8月、インドにおいて総務省とインド通信省との間で、第5回日印合同作業部会を開催し、特に、5G、サイバーセキュリティ及び第三国におけるICT分野の人材育成支援等について取組を進めて行くことで合意した。

カンボジアでは、2019年（平成31年）3月、同国郵便電気通信省の協力のもとサイバーセキュリティに関するワークショップを開催した。

ベトナムとは、2018年（平成30年）1月に第1回、同年12月に第2回日ベトナムICT共同作業部会を開催した。第2回同作業部会において、サイバーセキュリティ、電波監視、スマートシティ、5G等について意見交換を実施し、各分野における日越間協力について引き続き協議を行っていくこととなった。

マレーシアとは、2018年（平成30年）11月、プトラジャヤにおいて総務省とマレーシア通信マルチメディア省との間で、第1回日マレーシアICT共同作業部会を開催し、放送分野並びにブロードバンド及びサイバーセキュリティ分野における両国の最新のICT政策等について意見交換を実施した。

シンガポールとは、2018年（平成30年）7月、東京において総務省とシンガポール情報通信メディア開発庁との間で、第6回日・シンガポールICT政策対話を開催し、両国のICT政策全般、IoT、5G及びAIといった新たな技術・サービスに対する政策動向、国際的な協調が不可欠なサイバーセキュリティ対策、国際ローミング料金等、多岐にわたる分野で意見交換を実施した。

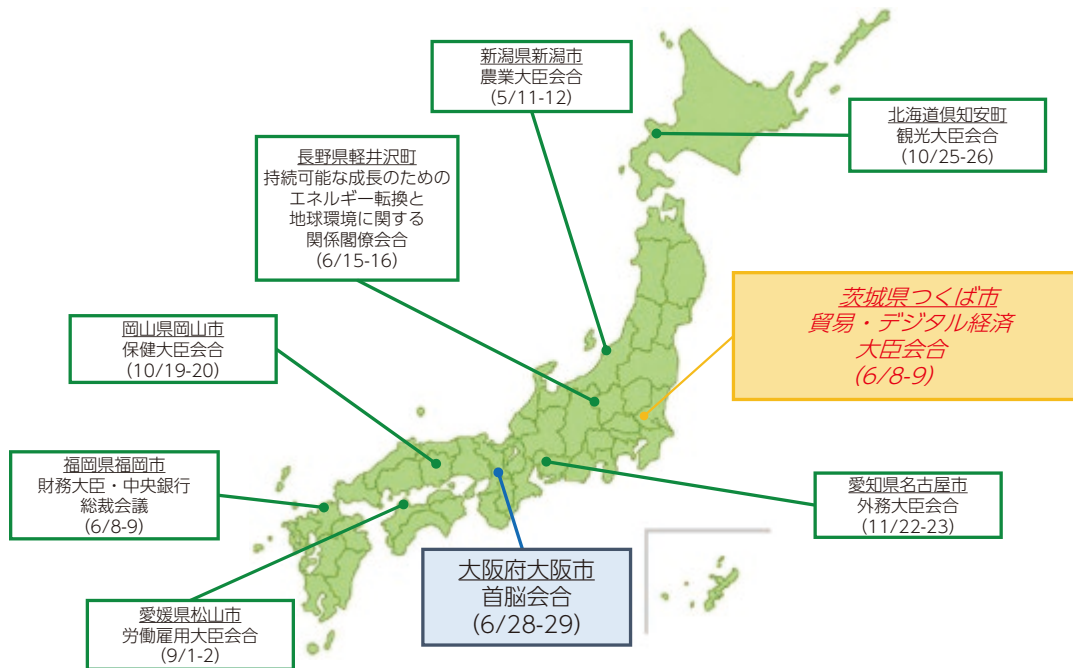
オーストラリアとは、2015年（平成27年）2月に、シドニーにおいて通信省との間で、第1回日豪ICT政策対話を開催し、準天頂衛星を活用したG空間プロジェクトの推進等について合意し、2016年（平成28年）10月及び12月にはその一環として、豪州北部地域において同衛星の高精度測位機能を活用した農機の自動走行や、ドローン等によるセンシング情報に基づく農作業の効率化に関する実証を実施するとともに、2017年（平成29年）2月には豪州政府、大学、農業関係者等を対象としたワークショップを開催した。また、同年1月の安倍総理訪豪に際し、共同プレス発表において準天頂衛星の利活用が取り上げられた。2018年（平成30年）2月には西豪州において高精度な農作物データの収集・分析に関する実証を実施するとともに、これまでの実証実験の結果等を、シドニー及びメルボルンで開催された準天頂衛星システム産業利用に関する日豪ワークショップにおいて産学官の関係者と共に情報共有し、豪州における準天頂衛星の活用に対する期待が高まった。



G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合

2019年（令和元年）6月8日及び9日、総務省、外務省、経済産業省が、茨城県つくば市において「G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」を開催した。同会合は、同年6月28日及び29日に開催されたG20大阪サミットの関係閣僚会合の一つであり、経済・社会のデジタル化の進展に伴い、貿易とデジタル経済が不可分な課題となっていることから、G20では初めて、両分野の関係閣僚が一堂に会する会合を開催したものである。同会合には、G20国のほか、招待国及び関係国際機関が参加した（図表1、図表2）。

図表1 G20首脳及び関係閣僚会合一覧



デジタル化の恩恵を、世界全体が享受し、経済成長や雇用の創出につなげていくためには、国際的な政策連携が不可欠であり、日本が議長国を務めた2016年（平成28年）4月のG7香川・高松情報通信大臣会合以降、G7及びG20の枠組みで、デジタル経済に関する議論が継続的に行われている。2017年（平成29年）4月に、G20で初となるデジタル経済大臣会合（ドイツ）が開催されるとともに、2018年（平成30年）8月には、G20デジタル経済大臣会合（アルゼンチン）が開催され、デジタル化を社会経済の更なる発展につなげていくためにG20各国が協力して取り組むべき事項が議論されてきた。

世界は、AI/IoTやビッグデータによって加速されるデジタル化により、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第五の社会である「Society 5.0」に向けての大きな変革の中にある。本年の会合では石田総務大臣、河野外務大臣、世耕経産大臣が共同議長を務め、こうした変革を、誰一人取り残さずにグローバルに実現するため、①データフリーフローウィズトラスト（Data Free Flow with Trust／信頼性のある自由なデータ流通）、②人間中心の人工知能（AI）、③ガバナンス・イノベーション（デジタル経済の機動的で柔軟な政策アプローチ）、④デジタル経済におけるセキュリティ、⑤デジタル化による国連の持続可能な開発目標（SDGs）達成と包摂的成長、に関して議論を行い、その成果として、閣僚声明が採択された。

G20において初めて議題として取り上げられたAIに関しては、AIにより新たな雇用や産業が創出されるとの考えの下、新たな社会モデルの検討の必要性を共有するとともに、AIの開発や利活用の促進に向け、G20で初めて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則に合意した。同原則は、我が国が本年3月に策定した「人間中心のAI社会原則^{*1}」と整合の取れた内容となっている。AIに関する原則については、3年前のG7香川・高松情報通信大臣会合において、日本が必要性を提起し、以後、OECD等の国際機関で議論が続けられてきた。今回合意されたAI原則は、「人間中心」の考え方の下、AIに関する「透明性」や「アカウンタビリティ」の確保など5つの原則で構成されており、今後、AIの開発や利活用を促進するにあたっての国際的な指針となるものである。

*1 「人間中心のAI社会原則」（2019年（平成31年）3月 統合イノベーション戦略推進会議決定）

また、IoTを含む新技術の急速な拡大に伴い、G20ではじめてデジタル経済におけるセキュリティの重要性に合意するとともに、日本において「Society5.0」として推進されている人間中心の未来社会の概念を共有し、SDGsの達成に向け、デジタル技術の活用が有効であるとの認識を共有した。加えて、データ流通に関しては、プライバシー、データ保護、知的財産権、セキュリティに関する課題への対処を通してデジタル経済における信頼を構築し、データの自由な流通を促進するため、データフリーフローウィズトラストについても合意した。

総務省としては、これまで果たしてきたリーダーシップを継続し、今回の会合での成果を踏まえ、ICT政策に関する国際連携をより一層強化していく。

図表2 G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合の様様

